自亀岡市公報

則 ——

発行所 亀 岡 市 役 所 総務部 総務課

TEL 0771-22-3131(代表)

京都府亀岡市安町野々神8番地

目 次

—— 規

○亀岡市行政改革推進委員会	会条例施行規	
則	(企画調整課)	3
—— 告	示——	
○亀岡市特別定額給付金支流	給事業実施要	
綱の廃止	(企画調整課)	3
○公示送達	(保険医療課)	4
○地縁団体の告示事項の変	更	
	(自治防災課)	5
○地縁団体の告示事項の変	更	
	(自治防災課)	5
○地縁団体の告示事項の変	更	
	(自治防災課)	5
○地縁団体の告示事項の変	更	
	(自治防災課)	6
○地縁団体の告示事項の変	更	
	(自治防災課)	6
○地縁団体の告示事項の変	更	
	(自治防災課)	ϵ
○地縁団体の告示事項の変	更	
	(自治防災課)	7
○地縁団体の告示事項の変	更	
	(自治防災課)	7
○地縁団体の認可	(自治防災課)	7
○亀岡市議会定例会の招集	(総務課)	8

—— 公 告 —	
○一般競争入札(条件付き)の執行	1
(契約検	(査課) 9
○一般競争入札(条件付き)の執行	
(契約検	(査課) 14
○一般競争入札(条件付き)の執行	1
(契約検	査課) 19
○農用地利用集積計画の縦覧	
(農林振	興課) 22
○一般競争入札(条件付き)の執行	•
(契約検	査課) 23
○公募型プロポーザル方式による事	業者
の選定(みらい教育リサーチセン	ター) 28
○一般競争入札(条件付き)の執行	1
(契約検	査課) 29
○経営管理権集積計画の縦覧	
(農林振	興課) 33
○都市計画法に関する工事完了の公	告
(都市計	·画課) 34
○一般競争入札(条件付き)の執行	•
(契約検	査課) 34
○亀岡農業振興地域整備計画の軽微	な変
更による計画書の縦覧 (農林振	興課) 38
任免及び辞令	<u> </u>
農業委員会欄	
—— 告 示 —	
○別段の面積(下限面積)	40

—— 公 告 ——	
○令和3年5月定例総会の開催	40
上下水道部欄	
—— 公 告 ——	
○南丹都市計画下水道事業の変更認可の	
告示による事業の執行	41
市立病院欄	
規 程	
○申請書等の押印を求めることの見直し	
に伴う関係病院事業管理規程の整理に	
関する規程	42
○亀岡市立病院職員の給与に関する規程	
の一部改正	42

規則

亀岡市行政改革推進委員会条例施行規則をこ こに公布する。

令和3年5月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第16号

亀岡市行政改革推進委員会条例施 行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀岡市行政改革推進委員 会条例(昭和60年亀岡市条例第13号)第 7条の規定に基づき、亀岡市行政改革推進委 員会(以下「委員会」という。)の運営に関 し必要な事項を定めるものとする。

(意見の聴取等)

第2条 会長は、会議に必要があると認めると きは、関係職員を会議に出席させ、その説明 若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求め ることができる。

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、委員会 の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に 諮って定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

「掲示済」

告示

亀岡市告示第131号

亀岡市特別定額給付金支給事業実施要綱(令和2年亀岡市告示第124号)は、廃止する。

令和3年5月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市告示第132号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

令和3年5月14日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類		送達を受けるべき者		べき者	
		込 達する音	规	住	所	氏 名
1	更正・決定 通知書	令和2年度	国民健康保険料	省略		省略
2	更正・決定 通知書	令和2年度	国民健康保険料	省略		省略
3	督促状	令和2年度 第10期	国民健康保険料	省略		省略
4	督促状	令和2年度 第10期	国民健康保険料	省略		省略
5	督促状	令和2年度 第10期	国民健康保険料	省略		省略
6	督促状	令和2年度 第10期	国民健康保険料	省略	,	省略
7	督促状	令和2年度 第10期	国民健康保険料	省略		省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起 算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

亀岡市告示第133号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年5月20日

亀岡市長 桂川孝裕

「古世町自治会」

- 2 変更があった事項及び内容 代表者の住所及び氏名 住所 省略 氏名 中島 徹
- 2 変更年月日 令和3年4月25日
- 3 変更理由任期満了に伴う代表者の変更

「掲示済」

亀岡市告示第134号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年5月20日

亀岡市長 桂川孝裕

「西別院町万願寺区」

- 1 変更があった事項及び内容 代表者の住所及び氏名 住所 省略 氏名 中島 和也
- 2 変更年月日令和3年4月1日
- 3 変更理由任期満了に伴う代表者の変更

「掲示済」

亀岡市告示第135号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年5月20日

亀岡市長 桂川孝裕

「本梅町中野区」

- 2 変更があった事項及び内容 代表者の住所及び氏名 住所 省略 氏名 栗林 伸明
- 2 変更年月日 令和3年4月17日
- 3 変更理由任期満了に伴う代表者の変更

亀岡市告示第136号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年5月20日

亀岡市長 桂川孝裕

「旭町印地区」

- 2 変更があった事項及び内容 代表者の住所及び氏名 住所 省略 氏名 入江 敏博
- 2 変更年月日 令和3年4月25日
- 3 変更理由任期満了に伴う代表者の変更

「掲示済」

亀岡市告示第137号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年5月20日

亀岡市長 桂川孝裕

「旅籠町自治会」

- 2 変更があった事項及び内容 代表者の住所及び氏名 住所 省略 氏名 仕合 裕
- 2 変更年月日令和3年5月9日
- 3 変更理由任期満了に伴う代表者の変更

「掲示済」

亀岡市告示第138号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年5月20日

亀岡市長 桂川孝裕

「篠町西山区自治会」

- 2 変更があった事項及び内容 代表者の住所及び氏名 住所 省略 氏名 山本 美知子
- 大名 山本 美知子 2 変更年月日
- 令和3年4月24日
- 3 変更理由任期満了に伴う代表者の変更

亀岡市告示第139号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年5月20日

亀岡市長 桂川孝裕

「千代川町湯井区」

- 2 変更があった事項及び内容 代表者の住所及び氏名 住所 省略 氏名 野々村 正生
- 2 変更年月日令和3年4月1日
- 3 変更理由任期満了に伴う代表者の変更

「掲示済」

亀岡市告示第140号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年5月20日

亀岡市長 桂川孝裕

「千代川町北ノ庄区」

- 変更があった事項及び内容 代表者の住所及び氏名 住所 省略 氏名 保野 英夫
- 2 変更年月日 令和3年4月11日
- 3 変更理由任期満了に伴う代表者の変更

「掲示済」

亀岡市告示第141号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の地縁による団体の認可を したので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年5月27日

亀岡市長 桂川孝裕

認可を行った地縁による団体

- 1 名称 東本梅町赤熊区
- 2 規約に定める目的

次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、会員相互の扶助と融和、親睦を図り、環境保全及び防災意識を高めるとともに、福祉の増進と地域住民の生活向上に寄与することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設等の維持管理
- (4) 防災対策、福祉活動
- (5) その他目的達成に必要な事業

3 区域

亀岡市東本梅町赤熊の全域とする。

- 4 主たる事務所
 - 亀岡市東本梅町赤熊南垣内22番地
- 5 代表者の氏名及び住所

氏 名 日下部 裕司

住 所 省略

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有 無及び職務代行者の選任の有無

無

7 代理人の有無

- 8 規約に定める解散の事由 地方自治法第260条の20の規定により 解散する。
- 9 認可年月日 令和3年5月27日

「掲示済」

\$ \$\text{\tint{\text{\te}\text{\texi}\text{\text{\texi}\text{\text{\texit{\tex{\texi}\text{\text{\texi}\text{\text{\texi}\text{\texit{\text{\ti}\text{\texit{\texi{\texi{\texi}\text{\texit{\texi{\texi{\texi{\

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 101条の規定に基づき、令和3年6月7日令 和3年亀岡市議会定例会を亀岡市議場に招集す る。

令和3年5月31日

亀岡市長 桂川孝裕

公 告

亀岡市公告第36号

一般競争入札(条件付き)を執行するので、次のとおり公告する。

令和3年5月7日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 入札に付する事項
- (1) 件 名 亀岡市議会タブレット端末導入業務
- (2) 納 入 場 所 亀岡市議会事務局
- (3) 業務概要 タブレット等の納入

タブレットの初期設定等の実施 運用保守及びセキュリティの提供

- (4) 履 行 期 間 令和3年12月28日
- (5) 最低制限価格 不採用
- (6) 入札保証金 免除
- (7) 契約保証金 免除
- 2 入札参加要件

参加者は、次の全ての要件に該当すること。

- (1) 亀岡市「令和3年度 物品納入等に関する指名競争入札参加資格者名簿」の「1 事務用品・ 事務機器・スチール製品」、「6 電気機器・通信機器」又は「29 電算関連(情報・通信サー ビス)」を第1又は第2希望に登録している者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体等の指名停止期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者(次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)でないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下 「暴力団員」という。)
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的 に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれの ある団体に属する者
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (6) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- 3 入札参加資格確認申請時の提出書類
- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)
- (2) 入札参加資格要件を満たしていることの誓約書(様式2)

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
一般競争入札参加	令和3年5月7日(金)	1 一般競争入札参加資格確認申請書(以
資格確認申請書等	午後3時から	下「確認申請書」という。)等及び仕様
の配布期間	令和3年5月21日(金)	書等は、亀岡市入札情報公開システム
	午後5時まで	(以下「入札情報公開システム」とい
		う。)の発注情報閲覧からダウンロード
		すること。
		2 やむを得ず窓口配布を希望する場合
		は、問い合わせの上配布期間内の受付時
		間中(令和3年5月7日は午後3時から午後
		5時まで、令和3年5月8日以降は午前9時
		から正午まで及び午後1時から午後5時ま
		で)に契約検査課に来庁して入手するこ
		と。ただし、閉庁日を除く。
確認申請書等の受	令和3年5月20日(木)	入札に参加を希望する者は、当該の公告
付	午前9時から正午まで及び	に示す提出資料を提出し、入札参加資格の
	午後1時から午後5時まで	確認を受けなければならない。また、提出
	令和3年5月21日(金)	した書類に関し、契約担当者から説明を求
	午前9時から正午まで及び	められた場合は、それに応じなければなら
	午後1時から午後4時まで	ない。

		(1) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。 なお、郵送の場合は書留にて、今れ 3年5月21日(金)午後4時までに契約 検査課必着とする。また、郵送時に終 約検査課まで郵送した旨の電話連絡がい場合は、受け付けできないことがある。 3ので留意すること。 (2) 提出書類 当該公告の「3 入札参加資格確語申請時の提出書類」に定める書類 (3) その他 ア 提出書類作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は、公告で指定した様式にて作成すること。 ウ 提出書類は、公告で指定した様式にて作成すること。 ウ 提出された書類は、本市におい無断使用することはない。 エ 虚偽の記載をした者は、当該業務の入札への参加を認めないととなる。 に、市の指名停止措置を行うことをある。
入札参加資格確認 通知書の送付	令和3年5月25日 (火) まで に発送	確認申請書等を提出した入札参加希望に対し、結果を文書により通知する。 入札は、「一般競争入札参加資格確認知書」により「参加資格有」の通知を受けた者のみが参加できる。
確認申請書等及び 仕様書等に関する 質問の受付	確認申請書等に関する質問 令和3年5月19日 (水) 午後5時まで 仕様書等に関する質問 令和3年5月27日 (木) 正午まで	1 確認申請書等に関する質問は、公告に示す期間内に契約検査課において電話にて随時受け付ける。 2 仕様書等に関する質問については、対問書(様式3)にて行うこととし、電メールアドレスへ電子メールにて提出ること。質問内容を簡潔にまとめて記して、電子メールに添付し提出すると。 添付ファイルは、「Microsoft Word 2010」(Windows版)で支障なく再現さること。 ロ頭による質問は受け付けない。

		提出後、質問書を提出した旨を契約検 査課へ電話連絡すること。送付した旨の 電話連絡がない場合は、質問書を受け付 けできないことがあるので留意するこ と。
質問に関する回答	確認申請書等に関する回答 随時 仕様書等に関する回答 令和3年5月31日(月) 午後5時まで	 確認申請書等に関する質問の回答については、随時、原則質問者にのみ行う。 仕様書等に関する質問の回答については、当該公告に示す日時までに電子メールにて入札参加資格者全員に回答する。 その他、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。 回答期日までに情報公開システムにて回答がない場合は、基本的に質問はなかったものとする。
入札日時	令和3年6月4日(金) 午前10時00分(厳守)	入札については、「5 入札に関する留 意事項」のとおり

5 入札に関する留意事項

- (1) 入札方法は、紙入札とする。指定の日時に亀岡市役所入札室(市役所4階)に入札書(様式4) を持参すること。(入札開始の10分前には到着を心掛けること。)
- (2) 入札は、最大3回まで行うので入札書を3部準備すること。
- (3) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。
- (5) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。
- (6) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、「亀岡市議会タブレット端末導入業務」一式の合計金額とする。 また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金 額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税 事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、入札執行の完了に至るまでに入札辞退届(様式5)を提出しなければならない。

(8) 書面による入札

ア 代理人が入札する場合は、委任状(様式6)を提出しなければならない。この場合、入札

書に入札者の住所、商号又は名称及び代表者氏名、当該代理人の氏名を記載して、押印(代理人の印を使用)しておかなくてはならない。

イ 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に商号又は名称、代表者名及び件名を記載し 押印の上、封筒の開口部を封印すること(代理人が入札する場合は当該代理人名を記載の上、 代理人の印を使用)。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで再度の入札を行う場合にあって は、この限りでない。

ウ開札

開札は、公告に掲げる入札日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて 行う。

(9) 入札の無効及び失格

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

- ア 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札
- イ 確認申請書等の提出を履行しなかった者又は確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札
- ウ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理としての入札を含む。)をした者の入札
- エ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある 者の入札
- オ 「一般競争入札参加資格確認通知書」により「参加資格有」の通知を受けた後、指名停止 措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加す る資格のない者の入札
- カ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者の入札
- キ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定する ことができない入札書で入札をした者のした入札
- ク 入札関係職員の指示に従わない等、入札場の秩序を乱した者
- ケ 再度入札に付して最低価格札の発表をしたにもかかわらず、当該最低価格以上の価格で入 札をした者
- コ その他入札条件に違反した者

(10) 落札者の決定方法

ア 亀岡市財務規則(昭和40年亀岡市規則第1号)第110条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- イ 落札者が決定通知のあった日から指定する期日までに契約を締結しないときは、落札者は 当該契約の相手方となる資格を失うものとする。
- (11) その他亀岡市財務規則に基づき執行する。

6 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

7 契約書の作成の要否

要

8 その他

- (1) 入札参加者は、別添の仕様書等を熟読し、関係法令等を遵守すること。
- (2) 本市が提示する資料及び回答書は、契約関係書類と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- (3) 本市が必要と認めたときは、入札を延期、中止又は取り消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、当該入札に付する業務に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該業務契約を締結しないことがある。
- (5) 確認申請等に虚偽の記載をした場合には、当業務の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (6) 上記に定めるもののほか、亀岡市財務規則の定めるところによる。
- (7) 予定価格は公表しないものとする。
- 9 問い合わせ先

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市総務部 契約検査課 (電話番号 0771-25-5041)

(FAX番号 0771-25-5157)

電子メールアドレス: sikkou-kanri@city. kameoka. lg. jp ホームページ: https://www.city. kameoka. kyoto. jp

「掲示済」

亀岡市公告第37号

一般競争入札(条件付き)を執行するので、次のとおり公告する。 なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和3年5月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工 事 番 号 3道改第2号
- (2) 工 事 名 市道池尻宇津根線道路改良工事(その17)
- (4) 工事種別 土木一式工事
- (5) 工 事 概 要 橋長 L=22.9m W=11.75m

・鋼橋上部工(鋼単純非合成鈑桁橋) N=1橋

・桁製作工 W=30.8 t

・架設工(クレーン架設) W=30.8 t

•場所打床版工 73.6 m³

・橋梁付属物工 1式

・橋面舗装工 241.2㎡

・土工 1式

・擁壁工 1式

・附帯工 1式

- (6) 工 期 契約日の翌日から270日間
- (7) 部 分 払 無
- (8) 前 金 払 有(当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要)
- (9) 中間前金払

請負金額が500万円以上かつ工期150日以上(変更工期を含む。)で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。(中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要)

- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社(本店)を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注された土木一式工事(A1等級)の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事(A1等級対象工事)の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)

(4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

(※受注金額は、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。)

(5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。

(※受注件数とは、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事(A1等級対象工事)で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事(A1等級対象工事)の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。)

- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格確認申請時の提出書類
 - (1) 一般競争入札参加資格確認申請書(別紙様式1)
 - (2) 配置予定技術者調書(別紙様式2)
 - ※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載 することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならな い。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者(入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円(建築一式は6,000万円)未満の場合は主任技術者)は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しく

は連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。)

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書	令和3年5月10日(月)	共通事項2のとおり
等の配布期間	午後1時から	
設計図書等の閲覧期間	令和3年5月10日(月)	共通事項2のとおり
	午後1時から	
入札参加資格確認申請書	令和3年5月18日(火)	共通事項3のとおり
等の受付	午前9時から午後5時まで	
	令和3年5月19日(水)	
	午前9時から午後4時まで	
入札参加確認通知の送付	令和3年5月20日(木)	
	午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問	共通事項5-1のとお
	令和3年5月17日(月)	b
	午後5時まで	
	設計図書に関する質問	
	令和3年5月21日(金)	
	午後3時まで	
質疑の回答	申請書等に関する回答:随時	共通事項5-1のとお
	設計図書に関する回答	り
	令和3年5月25日(火)	
	午後5時まで	
入札期間	令和3年5月27日(木)	共通事項6のとおり
	午前9時から午後5時まで	
	令和3年5月28日(金)	
	午前9時から午後3時まで	
予定価格の公表	予定価格の公表:	入札情報公開システ
	令和3年5月28日(金)	ムによる
	午後4時以降	
予定価格に関する質問の	予定価格の公表をしたときから	共通事項5-2のとお
受付	令和3年6月1日(火)正午まで	り

予定価格に関する質問へ	令和3年6月2日(水)ま	で	共通事項5-2のとお
の回答			り
	【予定価格に関する質	【予定価格に関する質	
	問がないとき】	問があるとき】	
開札日時	令和3年6月2日(水)	令和3年6月3日(木)	電子入札システムに
	午前10時	午前10時	よる
再度入札を行う場合の入	令和3年6月3日(木)	令和3年6月4日(金)	共通事項6のとおり
札期間	午前9時から午後3時ま	午前9時から午後3時ま	
	で	で	
再度入札の開札日時	令和3年6月3日(木)	令和3年6月4日(金)	電子入札システムに
	午後3時以降	午後3時以降	よる

(注)都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は(1日目にトラブル等が発生した場合の)予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

亀岡市公告第38号

一般競争入札(条件付き)を執行するので、次のとおり公告する。 なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和3年5月12日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 水配替第2号
- (2) 工 事 名 亀岡中部農地整備事業(本梅工区)に伴う配水管移設工事(その1)
- (3) 工事場所 亀岡市本梅町地内
- (4) 工 事 種 別 水道施設工事
- (5) 工 事 概 要 配水管 DSGX φ 100 L=16.0m (7.8m+8.2m)
- (6) 予定価格(税込) 8,063,000円

【入札書比較価格(税抜) 7,330,000円】

- (7) 工 期 契約日の翌日から110日間
- (8) 部 分 払 無
- (9) 前 金 払 有 (原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。)
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「B等級」に認定された者であり、希望順位3位以上の亀岡市内に本社(本店)を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 特記仕様書(特記仕様書 3.配水管技能者の資格)及び建設業法に基づく技術者の配置が可

能であること。

- (4) 手持ち工事(水道施設工事)が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。 (※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注された水道施設工事(B等級)の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。 ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したもの は手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事(B等級) の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)
- (5) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

(※受注金額は、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるもの、亀岡市長以外と契約予定で落札したものや契約変更の増減額は対象外とする。)

- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格確認申請時の提出書類
 - (1) 一般競争入札参加資格確認申請書(別紙様式1)
 - (2) 配置予定技術者調書(別紙様式2)
 - ※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載 することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならな い。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者(入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円(建築一式は6,000万円)未満の場合は主任技術者)は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。(ただし、請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。)

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。)

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し
 - ※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等	令和3年5月12日(水)	共通事項2のとおり
の配布期間	午後1時から	
設計図書等の閲覧期間	令和3年5月12日(水)	共通事項2のとおり
	午後1時から	
入札参加資格確認申請書等	令和3年5月19日(水)	共通事項3のとおり
の受付	午前9時から午後5時まで	
	令和3年5月20日(木)	
	午前9時から午後4時まで	
入札参加確認通知の送付	令和3年5月21日(金)	
	午後5時までに電子入札システムに	
	より通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問	共通事項5のとおり
	令和3年5月18日(火)	
	午後5時まで	
	設計図書に関する質問	
	令和3年5月24日(月)	
	午後3時まで	
質疑の回答	申請書等に関する回答:随時	共通事項5のとおり
	設計図書に関する回答	
	令和3年5月25日(火)	
	午後5時まで	
入札期間	令和3年5月27日(木)	共通事項6のとおり
	午前9時から午後5時まで	
	令和3年5月28日(金)	
	午前9時から午後3時まで	
開札日時	令和3年5月31日(月)	電子入札システムによる
	午前11時	

(注)都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。 入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は(1日目にトラブル等が発生した場合の)予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「掲示済」

亀岡市公告第39号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用 集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和3年5月17日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和3年5月17日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

亀岡市公告第40号

一般競争入札(条件付き)を執行するので、次のとおり公告する。

令和3年5月19日

亀岡市長 桂川孝裕

1 入札に付する事項

(1) 件 名 亀岡市 I C T 支援員配置業務委託

(2) 履行場所 亀岡市みらい教育リサーチセンター

亀岡市立小・中・義務教育学校 25校

(3) 業務概要 常駐支援

巡回支援

異動対応支援

ICT環境の管理・整備

システム障がい等発生時の対応支援

(4) 履行期間 契約締結の翌日から令和4年3月31日まで

(5) 最低制限価格 不採用

(6) 入札保証金 免除

(7) 契約保証金 免除

2 入札参加要件

参加者は、次の全ての要件に該当すること。

- (1) 京都府、大阪府、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県のいずれかにおいて、本店又は支店等で亀岡市「令和3年度 物品納入等に関する指名競争入札参加資格者名簿」に登録があり、登録業種「29 電算関連(情報・通信サービス)」を希望する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体等の指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去5年以内で、自治体において、システム開発又はシステム保守に関連する事業実績を有すること。ただし、事業実績は、本業務公告日現在において完了している実績であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者(次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)でないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下 「暴力団員」という。)
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員で ある者又は暴力団員がその経営に関与している者

- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的 に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれの ある団体に属する者
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (7) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- 3 入札参加資格確認申請時の提出書類
- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)
- (2) 事業実績調書(様式2)
- (3) 入札参加資格要件を満たしていることの誓約書(様式3)

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
一般競争入札参加	令和3年5月19日(水)	1 一般競争入札参加資格確認申請書(以
資格確認申請書等	午後3時から	下「確認申請書」という。) 等及び仕様
の配布期間	令和3年6月1日(火)	書等は、亀岡市入札情報公開システム
	午後5時まで	(以下「入札情報公開システム」とい
		う。)の発注情報閲覧からダウンロード
		すること。
		2 やむを得ず窓口配布を希望する場合
		は、問い合わせの上配布期間内の受付時
		間中(令和3年5月19日は午後3時から午
		後5時まで、令和3年5月20日以降は午前9
		時から正午まで及び午後1時から午後5時
		まで)に契約検査課に来庁して入手する
		こと。ただし、閉庁日を除く。
確認申請書等の受	令和3年5月31日(月)	入札に参加を希望する者は、当該の公告
付	午前9時から正午まで及び	に示す提出資料を提出し、入札参加資格の
	午後1時から午後5時まで	確認を受けなければならない。また、提出
	令和3年6月1日(火)	した書類に関し、契約担当者から説明を求
	午前9時から正午まで及び	められた場合は、それに応じなければなら
	午後1時から午後4時まで	ない。

		(1) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。 なお、郵送の場合は書留にて、会別 3年6月1日 (火) 午後4時までに契約を 査課必着とする。また、郵送したに契約を 後査課まで郵送した旨の電話連絡がない。 ること。郵送した旨の電話連絡があるので留意すること。 (2) 提出書類 当該公告の「3 入札参加資格確認 申請時の提出書類」に定める書類 (3) その他 ア 提出書類作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は、公告で指定した様にですること。 ウ 提出書類は、公告で指定した様にですること。 ウ 提出書類は、公告で指定した様にではない。 イ 提出書類は、公告で指定した様にではない。 エ 虚偽の記載をした者は、当該業務の入札への参加を認めないとといる。
入札参加資格確認 通知書の送付	令和3年6月4日(金)まで に発送	確認申請書等を提出した入札参加希望に対し、結果を文書により通知する。 入札は、「一般競争入札参加資格確認知書」により「参加資格有」の通知を受ける。
確認申請書等及び 仕様書等に関する 質問の受付	確認申請書等に関する質問令和3年5月28日(金)午後5時まで 仕様書等に関する質問令和3年6月8日(火)正午まで	1 確認申請書等に関する質問は、公告に示す期間内に契約検査課において電話にて随時受け付ける。 2 仕様書等に関する質問については、対問書(様式4)にて行うこととし、電子メールにて提出ること。質問内容を簡潔にまとめて記して、電子メールに添付し提出すると。 添付ファイルは、「Microsoft Word 2010」(Windows版)で支障なく再現さること。 ロ頭による質問は受け付けない。

		提出後、質問書を提出した旨を契約検 査課へ電話連絡すること。送付した旨の 電話連絡がない場合は、質問書を受け付 けできないことがあるので留意するこ と。
質問に関する回答	確認申請書等に関する回答 随時	1 確認申請書等に関する質問の回答については、随時、原則質問者にのみ行う。
		2 仕様書等に関する質問の回答について
	仕様書等に関する回答	は、当該公告に示す日時までに情報公開
	令和3年6月10日(木)	システムに掲載する。
	午後5時まで	3 その他、不当に混乱を招くことが危惧
		されると判断された質問については、回
		答しない旨を回答書に記載することがあ
		る。
		4 回答期日までに情報公開システムにて
		回答がない場合は、基本的に質問はな
		かったものとする。
入札日時	令和3年6月15日(火)	入札については、「5 入札に関する留
	午前10時00分(厳守)	意事項」のとおり

5 入札に関する留意事項

- (1) 入札方法は、紙入札とする。指定の日時に亀岡市役所入札室(市役所4階)に入札書(様式 5) を持参すること。(入札開始の10分前には到着を心掛けること。)
- (2) 入札は、最大3回まで行うので入札書を3部準備すること。
- (3) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。
- (5) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。
- (6) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、「亀岡市ICT支援員配置業務委託」の一箇月当たりの金額とする。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、入札執行の完了に至るまでに入札辞退届(様式 6)を提出しなければならない。

(8) 書面による入札

ア 代理人が入札する場合は、委任状(様式7)を提出しなければならない。この場合、入札

書に入札者の住所、商号又は名称及び代表者氏名、当該代理人の氏名を記載して、押印(代理人の印を使用)しておかなくてはならない。

イ 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に商号又は名称、代表者名及び件名を記載し 押印の上、封筒の開口部を封印すること(代理人が入札する場合は当該代理人名を記載の上、 代理人の印を使用)。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

ウ開札

開札は、公告に掲げる入札日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて 行う。

(9) 入札の無効及び失格

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

- ア 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札
- イ 確認申請書等の提出を履行しなかった者又は確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札
- ウ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理としての入札を含む。)をした者の入札
- エ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある 者の入札
- オ 「一般競争入札参加資格確認通知書」により「参加資格有」の通知を受けた後、指名停止 措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加す る資格のない者の入札
- カ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者の入札
- キ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定する ことができない入札書で入札をした者のした入札
- ク 入札関係職員の指示に従わない等、入札場の秩序を乱した者
- ケ 再度入札に付して最低価格札の発表をしたにもかかわらず、当該最低価格以上の価格で入 札をした者
- コ その他入札条件に違反した者

(10) 落札者の決定方法

ア 亀岡市財務規則(昭和40年亀岡市規則第1号)第110条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- イ 落札者が決定通知のあった日から指定する期日までに契約を締結しないときは、落札者は 当該契約の相手方となる資格を失うものとする。
- (11) その他亀岡市財務規則に基づき執行する。

6 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

7 契約書の作成の要否

要

8 その他

- (1) 入札参加者は、別添の仕様書等を熟読し、関係法令等を遵守すること。
- (2) 本市が提示する資料及び回答書は、契約関係書類と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- (3) 本市が必要と認めたときは、入札を延期、中止又は取り消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、当該入札に付する業務に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該業務契約を締結しないことがある。
- (5) 確認申請書等に虚偽の記載をした場合には、当業務の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (6) 上記に定めるもののほか、亀岡市財務規則の定めるところによる。
- (7) 予定価格は公表しないものとする。
- 9 問い合わせ先

∓621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市総務部 契約検査課 (電話番号 0771-25-5009)

(FAX番号 0771-25-5157)

電子メールアドレス: sikkou-kanri@city. kameoka. lg. jp ホームページ: https://www.city. kameoka. kyoto. jp

「掲示済」

亀岡市公告第41号

亀岡市学校等ホームページリニューアル業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の 選定を行うので、次のとおり公告する。

令和3年5月21日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

亀岡市学校等ホームページリニューアル業務

(2) 業務内容

現在の亀岡市立学校及び亀岡市みらい教育リサーチセンターのホームページの課題などを解消することを目的に、CMSの導入・構築、サイト構成の検討やデザイン作成、教職員等のCMS操作研修、総合的なコンサルティングといったシステム更新にかかる全般的な作業を行うものである。

(3) 業務期間

契約締結日から令和3年11月1日まで

- (4) 見積限度額
 - 4,119,000円 (消費税及び地方消費税を含む。) この金額は、初期構築に必要な全ての経費を含む。 (運用保守費を除く。)
- 2 その他

詳細は、亀岡市学校等ホームページリニューアル業務公募型プロポーザル実施要領による。

「掲示済」

亀岡市公告第42号

一般競争入札(条件付き)を執行するので、次のとおり公告する。 なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和3年5月21日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事の概要等
 - (1) 工 事 番 号 区第2号
 - (2) 工 事 名 (都) 亀岡駅北1号・2号公園整備工事(その1)

 - (4) 工事種別 土木一式工事
 - (5) 工 事 概 要 1号·2号公園面積 A=2,700㎡
 - ・敷地造成工 1式
 - ・高木植栽工 ソメイヨシノ N=12本

・水栓類取付工 メーターボックス N=1基

L水栓 N=2基

・散水施設工 散水栓 N=3基

• 給水管路工 HIVP φ 20、40 L=167 m

・側溝工 プレキャストU型側溝 L=150m

・照明設備工 照明灯 N=5基

・電線管路工 FEP30、80 L=389m

(6) 予定価格(税込) 38,346,000円

【入札書比較価格(税抜) 34,860,000円】

- (7) 工 期 契約日の翌日から200日間
- (8) 部 分 払 無
- (9) 前 金 払 有(当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要)
- (10) 中間前金払

請負金額が500万円以上かつ工期150日以上(変更工期を含む。)で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。(中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要)

- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社(本店)を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。 (※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注された土木一式工事(A等

級)の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。 ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したもの は手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事(A等級対 象工事)の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)

(4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

(※受注金額は、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。)

(5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。

(※受注件数とは、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事(A等級対象工事)で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事(A等級対象工事)の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。)

- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格確認申請時の提出書類
 - (1) 一般競争入札参加資格確認申請書(別紙様式1)
 - (2) 配置予定技術者調書(別紙様式2)
 - ※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載 することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならな い。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者(入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円(建築一式は6,000万円)未満の場合は主任技術者)は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。)

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等 の配布期間	令和3年5月21日(金) 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和3年5月21日(金) 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等 の受付	令和3年5月31日(月) 午前9時から午後5時まで 令和3年6月1日(火) 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和3年6月2日(水) 午後5時までに電子入札システムに より通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和3年5月28日(金) 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和3年6月3日(木) 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答:随時 設計図書に関する回答 令和3年6月4日(金) 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和3年6月7日(月) 午前9時から午後5時まで 令和3年6月8日(火) 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和3年6月9日(水) 午前10時	電子入札システムによる

(注)都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。 入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は(1日目にトラブル等が発生した場合の)予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「掲示済」

亀岡市公告第43号

森林経営管理法(平成30年法律第35号)第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、当該経営管理権集積計画については、次の場所において縦覧に供する。

令和3年5月24日

亀岡市長 桂川孝裕

1 経営管理権集積計画の対象森林

No.	地区名	森林面積	森林所有者数	筆数
1	西別院町神地地区	26. 9ha	12件	38筆

- 2 縦覧場所 亀岡市安町野々神8番地亀岡市産業観光部農林振興課
- 3 本公告により、亀岡市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権が設定される。

亀岡市公告第44号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に関する工事が完了したので、次のと おり公告する。

令和3年5月28日

亀岡市長 桂川孝裕

(関連区域)

亀岡市千代川町小林下戸40の2の一部、40の4、40の25の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称

亀岡市大井町南金岐尾垣内9

株式会社三煌産業

「掲示済」

亀岡市公告第45号

一般競争入札(条件付き)を執行するので、次のとおり公告する。 なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和3年5月28日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事の概要等
 - (1) 工 事 番 号 3道改第3号
 - (2) 工 事 名 市道保津宇津根並河線道路改良工事 (その10)

 - (4) 工事種別 土木一式工事
 - (5) 工 事 概 要 工事延長 L=76.3m W=10.75m

・路体盛土 V=984.0 m³

・路床盛十 V=768.3 m³

・搬入土 V=1,343.5 m³

・アンカー式空積擁壁(900型、1500型) A=377.5m²

・小口止工 H=1.6~5.9m N=5基

・自由勾配側溝 (B1000*H1200~1900) L=39.8m

・舗装 基層:再生粗粒度As、表層:再生密粒度As A=532.1m²

歩道:透水性As A=266.1m²

坂路:コンクリート舗装 A=134.4㎡

(6) 工 期 契約日の翌日から210日間

(7) 部 分 払 無

(8) 前 金 払 有(当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要)

(9) 中間前金払

請負金額が500万円以上かつ工期150日以上(変更工期を含む。)で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。(中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要)

- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社(本店)を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注された土木一式工事(A1等級対象工事)の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落

札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事 (A1等級対象工事)の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格 を失う。)

(4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

(※受注金額は、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。)

(5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。

(※受注件数とは、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事(A1等級対象工事)で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事(A等級対象工事)の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。)

- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格確認申請時の提出書類
 - (1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別紙様式1)
 - (2) 配置予定技術者調書 (別紙様式2)
 - ※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載 することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならな い。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者(入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円(建築一式は6,000万円)未満の場合は主任技術者)は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。)

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し
 - ※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

T 4+ 65	#n BB #n +-	140 PD 6/6	工件工业业体
手 続 等	期間・期日・期限 等		手続の方法等
入札参加資格確認申請書	令和3年5月28日(金)		共通事項2のとおり
等の配布期間	午後1時から		
設計図書等の閲覧期間	令和3年5月28日(金)		共通事項2のとおり
	午後1時から		
入札参加資格確認申請書	令和3年6月4日(金)		共通事項3のとおり
等の受付	午前9時から午後5時まで	C	
	令和3年6月7日(月)		
	午前9時から午後4時まで	C	
入札参加確認通知の送付	令和3年6月8日(火)		
	午後5時までに電子入札システムにより通知		
質疑の受付	申請書等に関する質問		共通事項5-1のとお
	令和3年6月3日(木)午	後5時まで	ŋ
	設計図書に関する質問		
	令和3年6月9日(水)午	後3時まで	
質疑の回答	申請書等に関する回答:随時		共通事項5-1のとお
	設計図書に関する回答		り
	令和3年6月11日(金)		
	午後5時まで		
入札期間	令和3年6月14日(月)		共通事項6のとおり
	午前9時から午後5時まで		
	令和3年6月15日(火)		
	午前9時から午後3時まで		
予定価格の公表	予定価格の公表:令和3	年6月15日(火)	入札情報公開システ
	午後4時以降		ムによる
予定価格に関する質問の	予定価格の公表をしたときから		共通事項5-2のとお
受付	令和3年6月17日 (木) 正午まで		り
予定価格に関する質問へ	令和3年6月18日(金)まで		共通事項5-2のとお
の回答	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		り
	【予定価格に関する質	【予定価格に関する質	
	問がないとき】	問があるとき】	
開札日時	令和3年6月18日(金)	令和3年6月21日(月)	電子入札システムに
	午前10時	午前10時	よる
再度入札を行う場合の入	令和3年6月21日(月)	令和3年6月22日(火)	共通事項6のとおり
札期間	午前9時から午後3時ま	午前9時から午後3時ま	
	で	で	
再度入札の開札日時	令和3年6月21日(月)	令和3年6月22日(火)	電子入札システムに
	午後3時以降	午後3時以降	よる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。 入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格 の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格を もって入札した者を落札者とする。ただし、 最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事 に係る契約の締結までの間において、当該 落札者が入札参加資格要件を満たさなく なった場合には、当該工事契約を締結しな いことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合 には、当工事の入札に参加できないととも に、亀岡市の指名停止措置を行うことがあ る。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は(1日目にトラブル等が発生した場合の)予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課(電話 0771-25-5041)

「掲示済」

亀岡市公告第46号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和44年政令第254号)第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

令和3年5月28日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和3年5月28日以後、常時備え置く こととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地亀岡市産業観光部農林振興課

(各 通)

任免及び辞令

雄 塚 本 政 内 竹 光 雄 櫻 井 邦 男 荒 木 昌 幸 村 湍 西 貴 良 好 法

 佐藤
 滋

 竹岡
 敏

 小林
 仁

山内勇宮川正志

中川 寛

山本隆志

湯 浅 豊

中澤基行藤原庸右

廣瀬照雄

上田政行

長尾 繁

木 曽 布 恭

谷 口 貢

串 崎 哲 史 山 田 実

亀岡市自治委員に委嘱します令和3年5月1日

藤原庸右

亀岡市民生委員推せん会委員に委嘱します 令和3年5月6日

黒 田 賢 次

亀岡市総合計画審議会委員の委嘱を解きます

結 城 直 人

亀岡市総合計画審議会委員に委嘱します令和3年5月10日

若 狭 愛 子

亀岡市都市計画審議会委員に委嘱します 任期は令和4年9月4日までとします 令和3年5月12日

塚 本 政 雄

亀岡市都市計画審議会委員に委嘱します 任期は令和4年9月4日までとします

塚 本 政 雄

亀岡市景観審議会委員に委嘱します 任期は令和3年12月20日までとします 令和3年5月14日

中村篤志

亀岡市行政改革推進委員の委嘱を解きます 令和3年5月17日

今 里 佳奈子

大 野 照 文

小 川 顕 正

松井利夫

山 本 隆 志

川勝啓史

河原林 茂 美

栗 山 初 美

加 藤 美智惠

野 原 通 夫

藤本邦雄

大 矢 寛 恵

亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話 会委員に委嘱します

令和3年5月25日

(各 诵)

農業委員会欄

告示

亀岡市農業委員会告示第1号

農地法(昭和27年法律第229号)第3条 第2項第5号の規定により別段の面積(下限面 積)を次のとおり告示する。

令和3年5月14日

亀岡市農業委員会 会長 神﨑 弥

別段の面積	適用する区域
1平方メートル	西別院町万願寺下辻7番 西別院町万願寺下辻16番 西別院町万願寺下辻17番 東本梅町大内垣尻38番 東本梅町大内垣尻41番1 千歳町毘沙門西條1番 千歳町毘沙門西條7番2
30アール	1平方メートル区域を除く 区域

附則

令和2年亀岡市農業委員会告示第3号は、この告示の施行の日をもって廃止する。

「掲示済」

公告

亀岡市農業委員会公告第5号

令和3年5月定例総会を下記のとおり公告する。

令和3年5月10日

亀岡市農業委員会会長 神﨑 弥

記

1 日 時 令和3年5月13日(木) 午後1時30分から

2 場 所亀岡市役所 1階 市民ホール

3 議 題

・第1号議案 農地法第18条第6項の規定 による通知の承認について

・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

・第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について

・第4号議案 農地法第5条の規定による許 可申請に係る意見について

・第5号議案 非農地証明交付について

・第6号議案 令和3年6月農用地利用集積 計画(農地中間管理機構・利 用権設定)

・第7号議案 令和3年5月農用地利用集積 計画(農地中間管理機構・所 有権移転)

・第8号議案 農地取得に係る別段の面積 (下限面積)の設定について 「掲示済」

上下水道部欄

公 告

亀岡市上下水道部公告第2号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による南丹都市計画下水道事業の変更認可の告示(令和3年亀岡市告示第54号)があったので、同法第66条の規定により事業の執行について、次のとおり公告する。

なお、同法第67条の規定により、公告の日の翌日から起算して10日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、当該土地建物等、その予定対価の額及び当該建物等を譲り渡そうとする相手方その他同法施行規則第55条で定める事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和3年5月7日

亀岡市長 桂川孝裕

- 施行者の名称
 亀岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 南丹都市計画下水道事業
 - (2) 名称

亀岡市公共下水道

- 3 事務所の所在地 亀岡市北古世町1丁目2番5号 亀岡市上下水道部下水道課
- 4 事業施行期間昭和49年12月24日から 令和5年3月31日まで

- 5 事業地
 - (1) 収用の部分変更なし
 - (2) 使用の部分変更なし

市立病院欄

規程

申請書等の押印を求めることの見直しに伴う 関係病院事業管理規程の整理に関する規程を次 のように定める。

令和3年5月6日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

亀岡市病院事業管理規程第2号

申請書等の押印を求めることの見 直しに伴う関係病院事業管理規程 の整理に関する規程

(亀岡市立病院診療情報開示規程の一部改正) 第1条 亀岡市立病院診療情報開示規程(平成 16年亀岡市病院事業管理規程第9号)の一 部を次のように改正する。

別記第1号様式中「剛」を削る。

(亀岡市立病院庁舎管理規程の一部改正)

第2条 亀岡市立病院庁舎管理規程(平成16 年亀岡市病院事業管理規程第11号)の一部 を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「剛」を削る。

(亀岡市立病院防火管理規程の一部改正)

第3条 亀岡市立病院防火管理規程(平成16 年亀岡市病院事業管理規程第12号)の一部 を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

(亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する 規程の一部改正)

第4条 亀岡市立病院の使用料及び手数料に関

する規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第32号)の一部を次のように改正する。 別記様式中「៌回」を削る。

(亀岡市病院事業用行政財産使用料規程の一 部改正)

第5条 亀岡市病院事業用行政財産使用料規程 (平成16年亀岡市病院事業管理規程第31 号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「剛」を削る。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。 (経過措置)
- 2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規程の施行の際現にある旧様式による 用紙については、当分の間、これを取り繕っ て使用することができる。

「掲示済」

亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部 を改正する規程を次のように定める。

令和3年5月20日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

亀岡市病院事業管理規程第3号

亀岡市立病院職員の給与に関する 規程の一部を改正する規程

亀岡市立病院職員の給与に関する規程(平成 16年亀岡市病院事業管理規程第26号)の一 部を次のように改正する。

第10条第6項第2号中「10,000円」を「20,000円」に改め、同条第7項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう。以下同じ。」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。」に改める。

附則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。